

平成13年版地方財政の状況（地方財政白書）について

総務省自治財政局財務調査課課長補佐 今泉 道紀

1 はじめに

近年、地方財政は、公債費の累増等により財政構造の硬直化が進み、将来にわたる財政負担が高水準となるなど極めて厳しい状況にあり、その健全化が強く求められる状況にあります。分権一括法が施行され地域の総合的な行政主体として地方公共団体の役割がますます重要となるなかで、地方公共団体が、その役割を適切に果たしていくためには、財政状況を的確に把握することが極めて重要になっています。

政府は、去る3月23日、「地方財政の状況」（いわゆる「地方財政白書」）を閣議決定し、国会に報告しました。これは、地方財政法第30条の2の規定に基づく「地方財政の状況に関する報告」であり、平成11年度の地方公共団体の決算、主要な公共施設等の状況を明らかにするとともに、最近の地方財政の動向と当面する課題について取りまとめられています。

以下、その概要等について普通会計の決算を中心に紹介します。なお、本文中の意見にわたる部分は、個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

2 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、こ

れに即応してさまざまな行政活動を行っています。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っています。

(1) 国民経済と地方財政

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総支出（名目ベース。以下同じ。）に占める割合でみると、平成11年度の国内総支出は513兆6822億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が60.3%（前年度59.6%）、政府部門が23.7%（同23.5%）、企業部門が14.4%（同15.0%）となっています。政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が14.0%（同14.1%）、中央政府が4.5%（同4.3%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約3倍となっています（第1図参照）。

(2) 国・地方を通じた財政支出

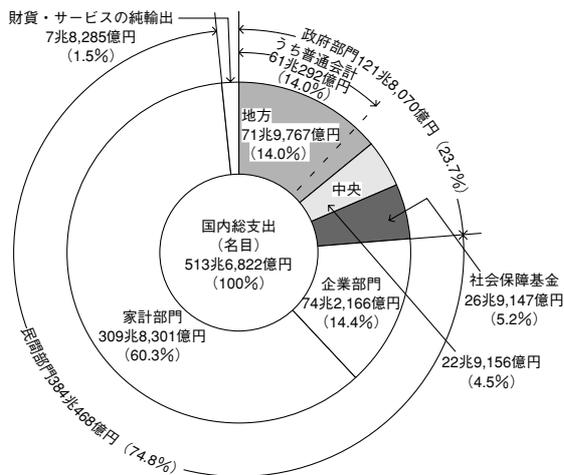
国と地方の歳出純計額は163兆2410億円で、前年度と比べると4.4%増（前年度5.1%増）となっています。この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が63兆225億円、地方が100兆185億円で、前年度と比べると、社会保障関係費、公債費の増加等により、国が9.1%増（前年度10.7%増）、地方が1.6%増

(前年度2.1%増)となっています。また、歳出純計額に占める割合は、国が38.7%、地方が61.3%となっています。

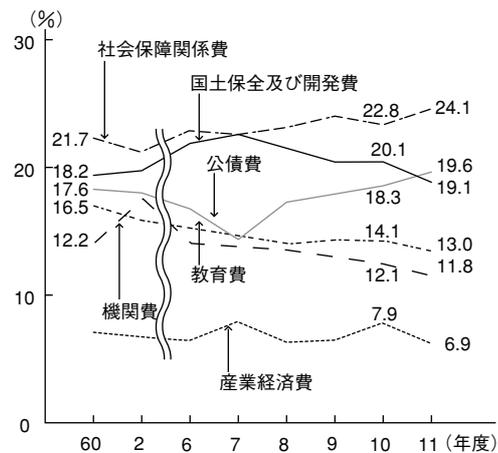
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第2図のとおりであり、平成11年度においては、

社会保障関係費が最も大きな割合(24.1%)を占め、以下、公債費(19.6%)、国土保全及び開発費(19.1%)、教育費(13.0%)の順となっています。

第1図 国内総支出と地方財政



第2図 国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移



3 決算規模

地方公共団体(47都道府県、3,229市町村、23特別区、2,160一部事務組合及び61広域連合(以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。))の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は全団体一様ではありません。このため、地方財政においては、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の事業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分しています。

以下、平成11年度の地方財政のうち普通会計について、その状況を述べるものとします。

地方公共団体の普通会計の純計決算額は、歳入104兆65億円(前年度102兆8,689億円)、歳出

101兆6,291億円(同100兆1,975億円)で、歳入、歳出いずれも過去最大となっています。

このように決算規模が前年度決算額を上回ったのは、国の補正予算に伴い、雇用対策、介護保険円滑導入、少子化対策等に係る経費が追加計上されたこと、平成11年度に元金償還が開始された既発債の発行額が高水準であったこと等により公債費が増加したことが、主な要因となっています。

4 決算収支

平成11年度の実質収支(形式収支(歳入歳出差引額)から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)は、1兆25億円の黒字(前年度8,420億円の黒字)で、昭和31年度以降黒字が続いています。

団体種類別に実質収支をみると、都道府県にお

いては、2年連続で赤字団体が発生（東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府）し、194億円の赤字（前年度872億円の赤字）となっています。また、市町村においては、1兆220億円の黒字（前年度9,292億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字が続いています。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成10年度に赤字であった27団体（4都府県、21市町村、2一部事務組合。合併に伴う打切り決算による赤字団体は除いています。）のうち19団体（4都府県、15市町村）が引き続き赤字であり、更に7団体（7市町）が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数は26団体で、前年度と比べると1団体減少しました。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率は前年度と比べると0.3%ポイント上昇の1.6%となっています。これを団体種類別にみると、都道府県は0.2%ポイント上昇の0.1%、市町村は0.3%ポイント上昇の3.1%となっています。

単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を

差し引いた額）は、2年ぶりに黒字（前年度2,403億円の赤字）となり、その黒字額は1,588億円となっています。これを団体種類別にみると、都道府県は677億円の黒字（前年度2,322億円の赤字）、市町村は911億円の黒字（前年度81億円の赤字）となっています。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は、3年ぶりに黒字（前年度2,659億円の赤字）となり、その黒字額は2,788億円となっています。これを団体種類別にみると、都道府県は62億円の黒字（前年度2,562億円の赤字）、市町村は2,726億円の黒字（前年度96億円の赤字）となっています。

5 歳入の概要

歳入純計決算額は104兆65億円で、前年度と比べると1.1%増（前年度3.0%増）と前年度に引き続き増加しました。

決算額の内訳をみると、第1表のとおりです。

第1表 歳入純計決算額の状況

区 分	増 減 率			構 成 比		増 減 率	
	平成11年度	平成10年度	増 減 額	11年度	10年度	11年度	10年度
地 方 税	350,261 ^{億円}	359,222 ^{億円}	8,961 ^{億円}	33.7%	34.9%	2.5%	0.6%
地 方 譲 与 税	6,089	5,952	137	0.6	0.6	2.3	44.9
地方特例交付金	6,399	-	6,399	0.6	-	皆増	-
地 方 交 付 税	208,642	180,489	28,154	20.1	17.5	15.6	5.4
小計（一般財源）	571,391	545,663	25,729	54.9	53.0	4.7	0.4
国 庫 支 出 金	165,990	157,451	8,540	16.0	15.3	5.4	9.6
地 方 債	130,733	151,356	20,623	12.6	14.7	13.6	7.5
そ の 他	171,951	174,219	2,270	16.5	17.0	1.3	2.0
合 計	1,040,065	1,028,689	11,376	100.0	100.0	1.1	3.0

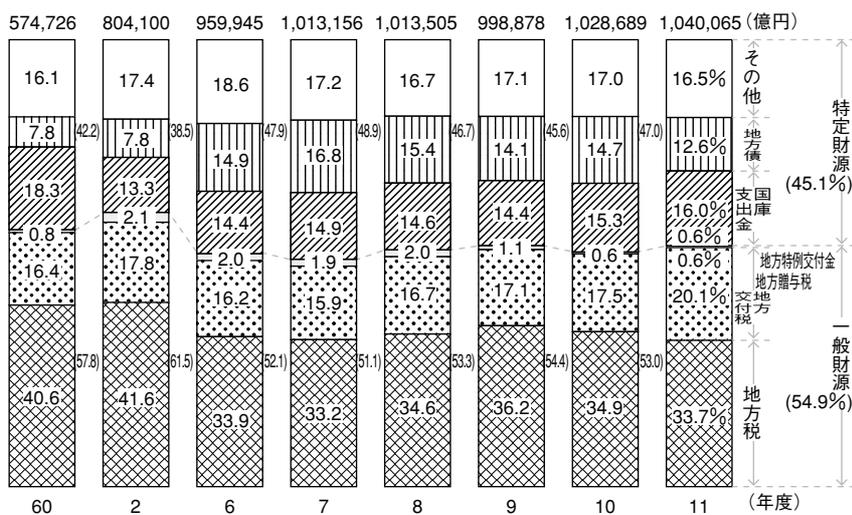
（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税は、個人住民税や法人事業税の恒久的な減税の実施や法人企業の業績低迷等により、道府県民税、市町村民税、事業税等が減収となったため、前年度に引き続き減少しました（2.5%減）。11年度に地方特例交付金が創設されたことや、地方交付税（15.6%増）が増加したことから、一般

財源は増加し（4.7%増）、5年連続して前年度決算額を上回りました。また、国庫支出金（5.4%増）が増加した一方、地方債（13.6%減）は大幅に減少しました。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第3図のとおりです。

第3図 歳入純計決算額の構成比の推移



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税の構成比は、昭和63年度のピーク（歳入総額の44.3%）から低下した後、平成8年度、9年度と連続して上昇しましたが、10年度は低下し、11年度は前年度と比べると1.2%ポイント低下の33.7%となりました。

地方交付税の構成比は、平成2年度から7年度までは低下の傾向にありましたが、8年度以降4年連続で上昇しており、11年度は前年度と比べると2.6%ポイント上昇の20.1%となりました。

一般財源の構成比は、平成元年度のピーク（歳入総額の62.7%）から低下した後、8年度以降おおむね上昇傾向にあり、11年度は地方特例交付金の創設や地方交付税の増加により、前年度と比べると1.9%ポイント上昇の54.9%となりました。

国庫支出金の構成比は、14%台で安定的に推移した後、平成10年度に上昇に転じ、11年度も前年

度と比べると0.7%ポイント上昇の16.0%となりました。

地方債の構成比、すなわち地方債依存度は、経済対策の影響等から平成10年度は上昇したものの、8年度以降低下傾向にあり、11年度は前年度と比べると2.1%ポイント低下の12.6%となりました。

6 歳出の状況

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられています。

(1) 目的別歳出

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債

費等に大別することができます。

歳出純計決算額は101兆6,291億円で、前年度と比べると1.4%増（前年度2.6%増）となりました。

目的別歳出の構成比は、第2表のとおりであり、主な目的別歳出の構成比は、土木費（20.6%）、教育費（17.9%）、民生費（14.8%）、公債費（11.6%）、総務費（9.0%）の順となっております。

費及び民生費で全体の5割以上を占めています。

これらの項目の伸び率をみると、土木費が4.5%減（前年度3.0%増）、教育費が2.2%減（同1.0%減）、民生費が12.0%増（同5.7%増）、公債費が8.2%増（同5.8%増）、総務費が6.0%増（同0.4%減）となっており、民生費及び公債費は引き続き高い伸び率を示しています。

第2表 目的別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成11年度	平成10年度	増 減 額	11年度	10年度	11年度	10年度
総 務 費	91,780 ^{億円}	86,553 ^{億円}	5,227 ^{億円}	9.0%	8.6%	6.0%	0.4%
民 生 費	150,640	134,454	16,185	14.8	13.4	12.0	5.7
衛 生 費	65,845	66,543	699	6.5	6.6	1.1	1.0
労 働 費	6,553	4,576	1,977	0.6	0.5	43.2	5.6
農 林 水 産 業 費	62,091	63,824	1,733	6.1	6.4	2.7	1.4
商 工 費	60,020	62,605	2,585	5.9	6.2	4.1	16.5
土 木 費	209,781	219,729	9,948	20.6	21.9	4.5	3.0
消 防 費	18,736	19,012	276	1.8	1.9	1.5	1.2
警 察 費	34,179	34,566	387	3.4	3.4	1.1	1.0
教 育 費	181,927	186,083	4,156	17.9	18.6	2.2	1.0
公 債 費	117,980	109,073	8,907	11.6	10.9	8.2	5.8
そ の 他	16,759	14,957	1,804	1.8	1.6	12.0	1.3
合 計	1,016,291	1,001,975	14,316	100.0	100.0	1.4	2.6

近年の目的別歳出の構成比の推移は、第3表のとおりであり、土木費及び教育費の構成比が低下しつつある一方、新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）の推進や介護保険の実

施準備のための老人福祉費を中心とする民生費の構成比と、地方債現在高の増加を受けた公債費の構成比が、それぞれ上昇しています。

区 分	平成6年度	7	8	9	10	11
総 務 費	9.8%	10.1%	9.8%	8.9%	8.6%	9.0%
民 生 費	11.8	12.1	12.3	13.0	13.4	14.8
衛 生 費	6.8	6.5	6.7	6.9	6.6	6.5
労 働 費	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
農 林 水 産 業 費	6.8	6.9	6.9	6.6	6.4	6.1
商 工 費	5.7	5.7	5.4	5.5	6.2	5.9
土 木 費	23.1	23.3	22.7	21.8	21.9	20.6
消 防 費	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8
警 察 費	3.4	3.3	3.4	3.5	3.4	3.4
教 育 費	19.8	18.9	19.0	19.2	18.6	17.9
公 債 費	8.6	8.8	9.6	10.6	10.9	11.6
そ の 他	1.8	2.1	1.8	1.6	1.6	1.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳出合計(億円)	938,178	989,445	990,261	976,738	1,001,975	1,016,291

(2) 性質別歳出

(ア) 性質別経費

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

義務的経費は、職員の給与等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、人件費が約6割を占めています。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、普通建設事業費が大部分(97.4%)を占めています。

歳出純計決算額の性質別内訳をみると、第4表

のとおりです。

義務的経費は、人件費(0.0%増)の伸びが職員給の減少等により過去最低であったものの、扶助費(5.6%増)及び公債費(8.2%増)が増加したことから、前年度決算額を上回っています(2.8%増)。投資的経費は、災害復旧事業費(25.6%増)が増加したものの、普通建設事業費(7.7%減)等が減少したことから、前年度決算額を下回っています(7.1%減)。また、その他の経費は、投資及び出資金(11.9%減)等が減少したものの、補助費等(15.1%増)及び積立金(90.3%増)等が増加したことから前年度決算額を上回っています(8.2%増)。

(第4表) 性質別歳出純計決算額の状況

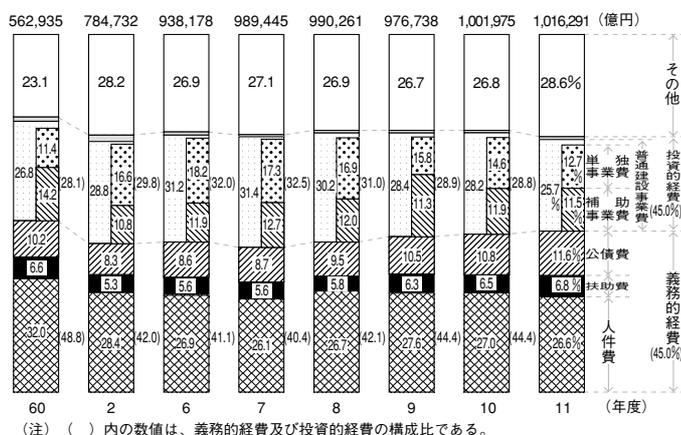
区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成11年度	平成10年度	増減額	11年度	10年度	11年度	10年度
義務的経費	457,162 ^{億円}	444,530 ^{億円}	12,632 ^{億円}	45.0%	44.4%	2.8%	2.5%
人件費	270,475	270,451	24	26.6	27.0	0.0	0.4
扶助費	69,127	65,445	3,682	6.8	6.5	5.6	6.2
公債費	117,560	108,634	8,926	11.6	10.8	8.2	5.8
投資的経費	268,148	288,556	20,408	26.4	28.8	7.1	2.1
普通建設事業費	261,119	282,874	21,755	25.7	28.2	7.7	1.9
補助事業費	116,504	119,447	2,943	11.5	11.9	2.5	8.0
単独事業費	128,886	146,497	17,611	12.7	14.6	12.0	5.2
災害復旧事業費	6,732	5,362	1,370	0.7	0.5	25.6	13.8
失業対策事業費	297	319	22	0.0	0.0	7.0	3.3
その他の経費	290,981	268,889	22,092	28.6	26.8	8.2	3.2
合計	1,016,291	1,001,975	14,316	100.0	100.0	1.4	2.6

次に、性質別経費の構成比の推移は、第4図のとおりです。

近年、投資的経費の増加が相対的に大きかったことから、義務的経費の構成比は、昭和60年度（48.8%）をピークに低下傾向にありましたが、平成8年度以降は、投資的経費の減少に伴い上昇傾向にあり、11年度は前年度に比べると0.6%ポ

イント上昇の45.0%となっています。一方、投資的経費の構成比は、平成2年度以降、積極的な地方単独事業の実施や4年度以降の数次にわたる経済対策の影響等から上昇傾向にありましたが、8年度に低下に転じ、11年度は前年度と比べると2.4%ポイント低下の26.4%となっています。

（第4図） 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の性質別経費に対する充当状況は、第5表のとおりです。一般財源総額（57兆1,391億円）に占める性質別経費の割合をみると、義務的

経費が最も大きな割合（58.1%）を占め、以下、その他の経費（28.1%）、投資的経費（10.5%）の順となっています。

（第5表） 一般財源の性質別経費充当状況

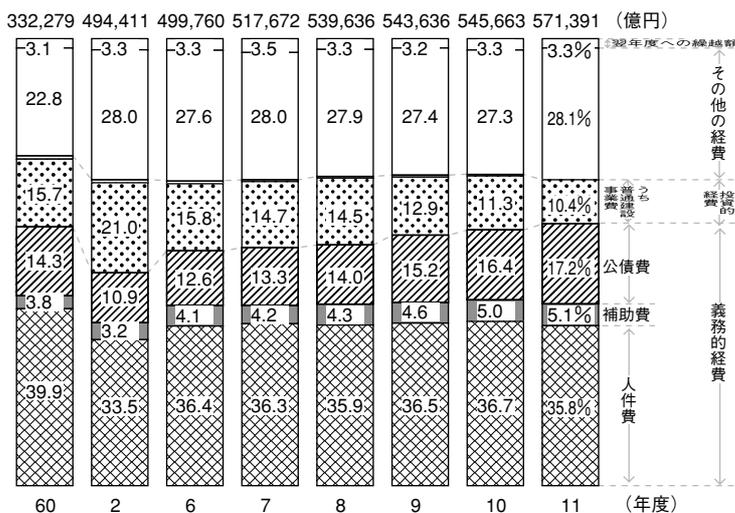
区 分	平成11年度		平成10年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
義務的経費	332,190億円	58.1%	316,468億円	58.0%
人件費	204,637	35.8	200,078	36.7
扶助費	29,230	5.1	27,168	5.0
公債費	98,323	17.2	89,222	16.4
投資的経費	60,206	10.5	62,257	11.4
普通建設事業費	59,573	10.4	61,682	11.3
災害復旧事業費	585	0.1	515	0.1
失業対策事業費	48	0.0	60	0.0
その他の経費	160,110	28.1	149,182	27.3
翌年度への繰越額	18,885	3.3	17,756	3.3
一般財源計	571,391	100.0	545,663	100.0

（注）「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第5図のとおりです。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、昭和50年度の62.0%をピークに、平成2年度の47.5%まで総じて低下し、3年度以降は上昇傾向を示しており、11年度には、前年度と比べると0.9%ポイント上昇の58.1%となっています。一方、投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降低下傾向を示しており、11年度には、前年度と比べると0.9%ポイント低下の10.5%となっています。

第5図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



7 財政構造の弾力性

ア 経常収支比率

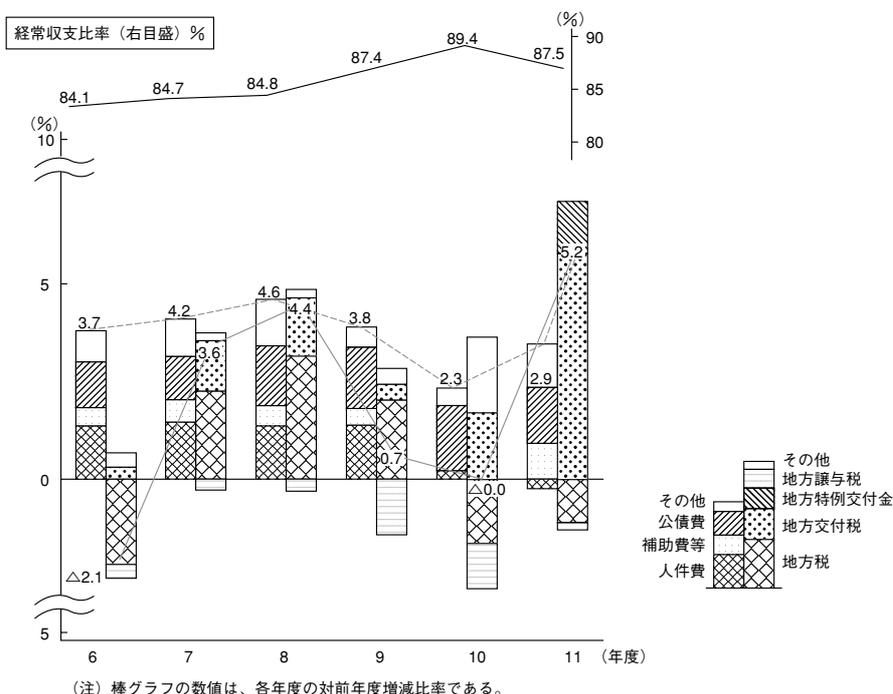
地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければなりません。財政分析においては、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられています。

この経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、補助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）に対し、どの程度の割合となっているかを見ることにより財政構造の弾力性を判断するものです。

平成11年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、集計開始（昭和44年度）以降で最も高かった前年度より1.9%ポイント低下の87.5%となり、10年ぶりに低下しました。また、その内訳をみると、人件費が38.5%（前年度40.6%）、公債費が19.0%（同18.7%）等となっています。なお、恒久的な減税等による減収額を埋めるために発行された減税補てん債の発行額を経常一般財源に加えた場合の経常収支比率を求めると、87.1%となります。

このように経常収支比率が前年度を下回ったのは、第6図（その1）のとおり、人件費の伸び率が低かったことなどから経常経費充当一般財源の伸び率が経常一般財源の伸び率に比べて低かったことによるものです。

第6図（その1） 経常経費充当一般財源及び経常一般財源の増減状況（その1）



近年の経常収支比率の推移をみると、第6表の 特に公債費充当分が大幅に上昇しています。とおりである。平成2年度以降上昇傾向にあり、

第6表 経常収支比率の推移

区 分	昭和60年度	平成2年度	6	7	8	9	10	11
都 道 府 県	82.2%	70.7%	87.4%	88.1%	86.7%	91.7%	94.2%	91.7%
		(74.2)	[85.5]	[86.8]	[85.4]	[89.6]	[92.6]	[91.3]
人件費充当	48.3	41.1	49.9	49.9	48.0	50.0	50.7	47.5
扶助費充当	2.1	2.0	2.2	2.2	2.1	2.3	2.4	2.4
公債費充当	15.8	11.5	14.2	14.7	15.6	17.7	19.6	20.4
市 町 村	78.7	69.7	81.2	81.5	83.0	83.5	85.3	83.9
		(71.4)	[77.8]	[78.4]	[79.5]	[81.4]	[83.2]	[83.3]
人件費充当	34.8	30.0	33.0	32.5	32.5	32.0	31.9	30.5
扶助費充当	4.8	3.9	5.0	5.1	5.5	5.6	6.1	6.2
公債費充当	16.2	13.1	15.2	15.5	16.3	16.9	17.9	17.8
合 計	80.5	70.2	84.1	84.7	84.8	87.4	89.4	87.5
		(72.9)	[81.5]	[82.4]	[82.3]	[85.3]	[87.6]	[87.1]
人件費充当	41.8	35.7	41.1	40.8	40.0	40.5	40.6	38.5
扶助費充当	3.4	2.9	3.7	3.7	3.8	4.1	4.4	4.4
公債費充当	16.0	12.3	14.7	15.1	16.0	17.3	18.7	19.0

- (注)1 比率は、加重平均である。
 2 ()内の数値は、普通交付税の基準財政需要額において算入された財源対策償還基金費相当額(平成2年度)を経常一般財源から控除して算出したものである。
 3 []内の数値は、減税補てん債発行額(平成6～8、10、11年度)及び臨時税収補てん債発行額(平成9年度)を経常一般財源に加えて算出したものである。
 4 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。

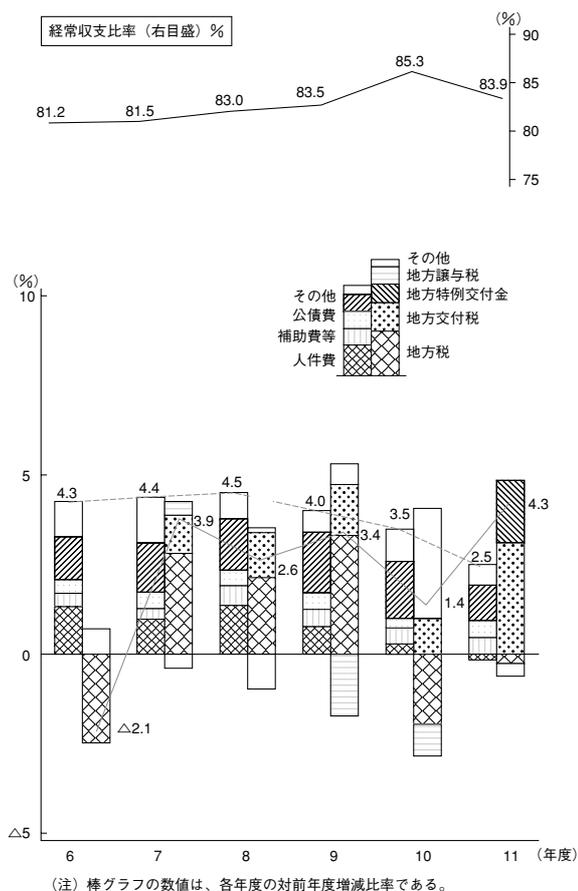
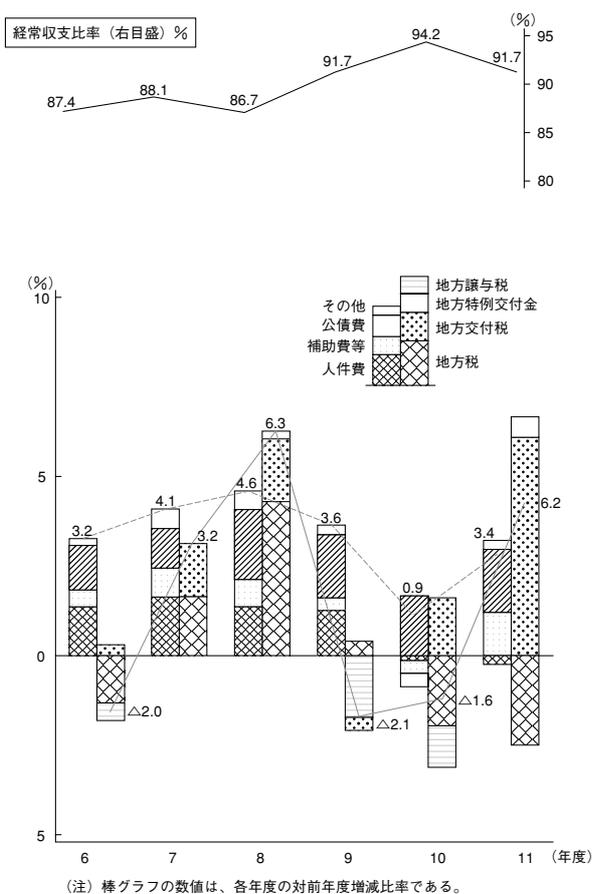
次に、経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と比べると2.5%ポイント低下の91.7%、市町村は1.4%ポイント低下の83.9%となっています。このように都道府県の経常収支比率が市町村より高くなっているのは、都道府県が市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していること等から人件費充当分が大きいこと等によるものです。

また、都道府県の経常収支比率は、第6図(その2)のとおりであり、近年、公債費充当分を中心に経常経費充当一般財源が増加する一方で、法

人関係二税を中心に経常一般財源が低迷し、上昇幅が比較的高くなっていましたが、前年度以降人件費の伸び率が低下したこと等から、平成11年度には経常収支比率が低下しています。これに対して、市町村の経常収支比率は、第6図(その3)のとおりであり、固定資産税を中心に経常一般財源が都道府県に比べて堅調に推移している一方、経常経費充当一般財源については、人件費の伸び率が前年度以降低下したこと等から、11年度には経常収支比率が低下しています。

第6図(その2) 経常経費充当一般財源及び経常一般財源の増減状況(その2)

第6図(その3) 経常経費充当一般財源及び経常一般財源の増減状況(その3)



経常収支比率の段階別分布状況を見ると、経常収支比率が75%以上の団体数は、都道府県においては45団体（前年度46団体）、特別区及び一部事務組合等を除く市町村においては全体の83.4%を占める2,694団体（同2,752団体）となり、前年度より減少していますが、引き続き、多くの団体の経常収支比率が高い水準にあります。

イ 公債費負担比率

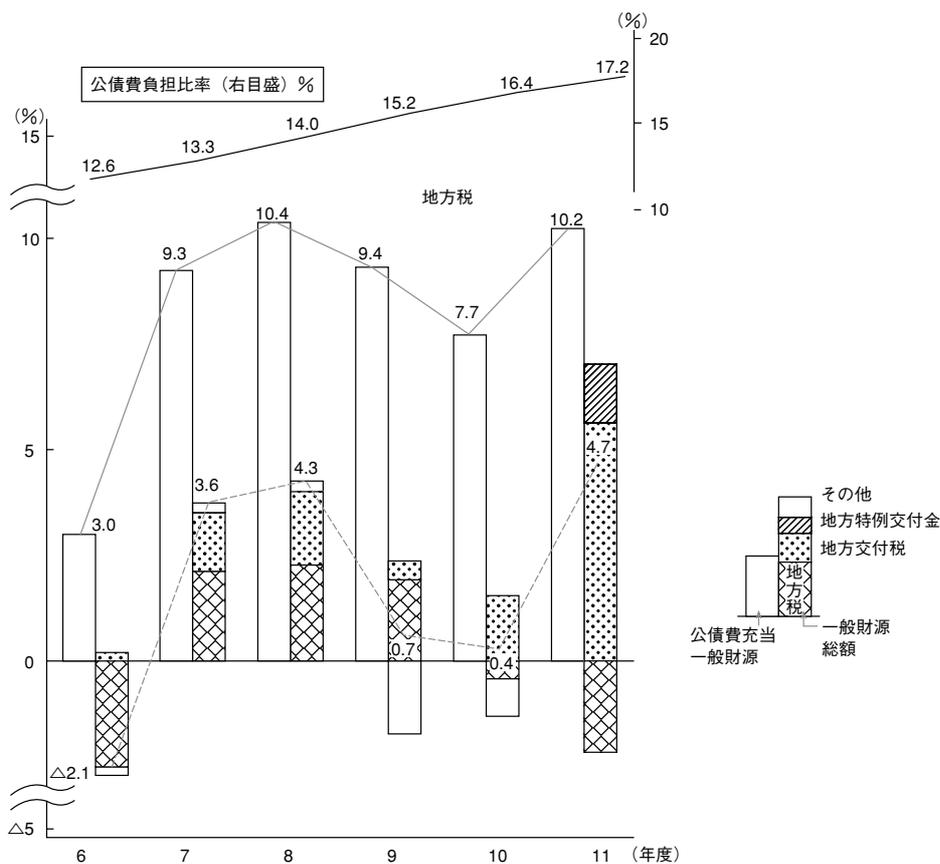
地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性を判断する場合、その動向には常に留意する必要があります。その公債費の状況を把握するための指標として、公債費負担比率及び起債制限比率が用いられています。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（公債

費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

平成11年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度より0.8%ポイント上昇の17.2%となり、8年連続して上昇しました。このように公債費負担比率が前年度を上回ったのは、第7図のとおり、平成11年度に元金償還が開始された既発債の発行額が高水準であったことなどから公債費充当一般財源の伸び率（10.2%増）が一般財源の伸び率（4.7%増）を相対的に上回ったことによります。近年の公債費負担比率は、平成4年度以降連続して上昇しており、財政構造の硬直化が進んでいます。

（第7図） 公債費充当一般財源及び一般財源総額の増減状況



（注）棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減比率である。

公債費負担比率の段階別分布状況をみると、公債費負担比率が15%以上の団体数は、都道府県においては全体の85.1%を占める40団体（前年度35団体）、特別区及び一部事務組合等を除く市町村においては全体の62.1%を占める2,005団体（同1,939団体）であり、合わせて全団体の62.4%を占める2,045団体（同1,974団体）となっており、公債費負担比率が高い団体数が増加しています。

ウ 起債制限比率

起債制限比率は、地方債元利償還金から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが標準財政規模に対しどの程度の割合となっているかをみるものです。

平成11年度の起債制限比率（一部事務組合等を除く加重平均）は、第7表のとおりであり、前年度と比べると0.3%ポイント上昇の11.0%と、8年連続して上昇しています。

第7表 起債制限比率の推移

区 分	昭和60年度	平成2年度	6	7	8	9	10	11
都道府県	9.9%	8.8%	9.3%	9.7%	10.0%	10.3%	10.6%	11.2%
市町村	11.3	9.9	9.8	10.1	10.4	10.5	10.7	10.9
合 計	10.6	9.3	9.6	9.9	10.2	10.4	10.7	11.0

（注）1 比率は、加重平均である。

2 合計及び市町村には、一部事務組合は含まれていない。

8 地方債現在高及び債務負担行為

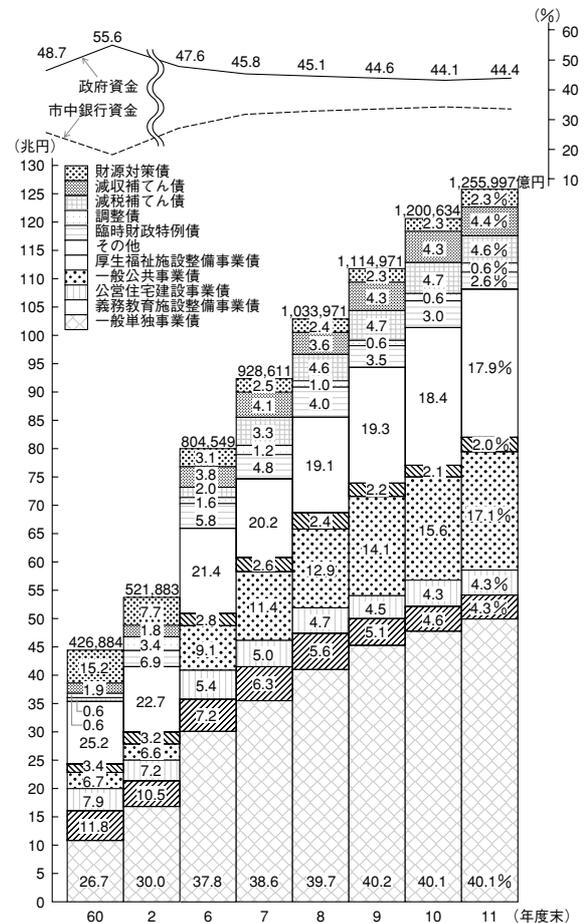
ア 地方債現在高

平成11年度末における地方債現在高は125兆5 997億円で、前年度末と比べると4.6%増（前年度末7.7%増）となっています。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍でありましたが、地方税収等の落込みや減税に伴う減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことから、平成4年度以降急増し、11年度末には歳入総額の1.21倍、一般財源総額の2.20倍となっています。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第8図のとおりである。地方債現在高を目的別にみると、一般単独事業債が最も大きな割合（40.1%）を占め、以下、一般公共事業債（17.1%）、減税補てん債（4.6%）、減収補てん債（4.4%）、義務教育施設整備事業債（4.3%）の順となっています。

第8図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共事業債を除いた額である。
2 減収補てん債は、昭和50、57、61、5、6、7、9、10、11年度分である。

地方債現在高の借入先別の構成比は、政府資金（44.4%）、市中銀行資金（32.5%）、市場公募債（8.7%）、公営企業金融公庫資金（6.4%）の順となっています。

イ 債務負担行為額

地方公共団体が、将来の支出を約束するための債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成11年度末では15兆3 499億円であり、前年度末と比べると3.6%減（前年度末8.2%減）となっています。

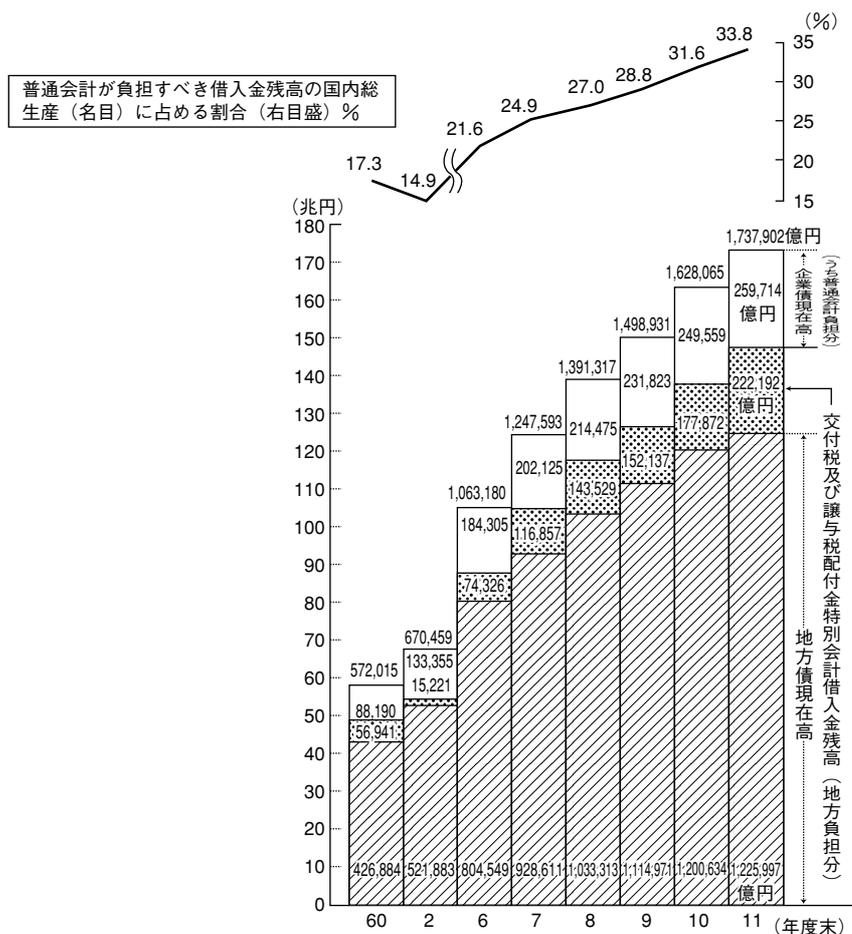
9 普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、巨額の地方財源不足に対処するための昭和50年度から58年度までの各年度、61年度、平成4年度から11年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金のうち地方財政全体で負担するもの及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要があります。

この観点から、交付税特別会計借入金残高のうち地方財政全体で負担することとなるものと企業

債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第9図のとおりです。これをみると、近年の地方税収等の落込みや平成4年度以降の数次にわたる経済対策に加え、6年度以降は、減税等の財源を借入金に依存したこと等から、普通会計が負担すべき借入金残高は急増しており、11年度末には、前年度末と比べると6.7%増（前年度末8.6%増）の173兆7,902億円にまで増大しています。また、その内訳は、地方債現在高が125兆5,997億円、交付税特別会計借入金残高が22兆2,192億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが25兆9,714億円となっています。

第9図 普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共事業債を除いた額である。
 2 企業債現在高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

10 地方財政の主な課題

(1) 地方分権の進展のための行財政基盤の整備

地方財政の状況が極めて厳しくその健全化が求められる一方、「地方分権一括法」等を踏まえ、現下の社会経済情勢の中で地方分権を進展させるためには、さまざまな角度から制度と行財政運営のあり方について不断の点検・検討を行いつつ、行財政基盤の整備に向けた努力を傾注していくことが求められています。

ア 財政基盤の充実

地方公共団体の自律的な行財政運営を保障し、分権型社会を実現するためには、財政面における地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡充を図るよう財政基盤を充実強化する必要があります。

地方公共団体の財源については、地方における歳出規模と地方税収入とのかい離をできるだけ縮小するという観点に立って、自主財源である地方税を基本としつつ、国庫補助負担金、地方交付税等の国からの財源への依存度合いをできるだけ縮小し、より自立的な財政運営を行えるようにすることが目指すべき方向である。このことにより、福祉、教育、社会資本整備などさまざまな行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化が図られ、国・地方を通ずる行政改革や財政構造改革の推進にもつながるものと考えられます。

イ 市町村合併の推進

地方分権が実行の段階を迎え、基礎的地方公共団体として住民に身近な総合的な行政サービスを

提供する市町村の役割はますます重要となってきました。このような状況の中で、市町村の行政サービスを維持・向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図るためには、市町村合併をより一層積極的に推進することが必要です。

(2) 健全化への努力

ア 行政改革の推進

地方財政の健全化を図るためにも、また、地方公共団体が社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化するためにも、行政改革への取組が不可欠です。

このため、地方公共団体においては、住民の一層の理解と協力を得ながら、独自の工夫を加えつつ、限られた財源及び人的資源の重点的な配分、全体としての一層の簡素効率化を旨として、行財政運営全般にわたる改革を主体的かつ積極的に進めていくことが求められています。

イ 透明性の向上

地方分権の進展に伴い地方公共団体の行政の自己決定権・自己責任が拡大されることに対応し、行政手続の公正を確保するとともに透明性の向上を図っていくことが求められています。

とりわけ、地方財政の状況が厳しさを増す中で、適正な財政運営に資するためにも、財政状況に関する住民の理解と協力を得ることの重要性が高まっています。このため、地方公共団体においては、住民にわかりやすいような工夫、情報化に対応した手段の活用等、周知・公表方法の一層の改善を図り、説明責任を十分に果たすことが必要です。